

2026年5月29日
日本原子力発電株式会社

東海発電所・東海第二発電所 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

当社は、原子力災害対策特別措置法[※]に基づき、東海発電所及び東海第二発電所で実施した防災訓練について、その実施結果をとりまとめ、本日、原子力規制委員会に報告しました。

また、同法に基づきその要旨を添付のとおり公表します。

※：1999年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原子力災害対策特別措置法が制定された。

2012年6月、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災訓練の結果報告を義務付ける等の改正が行われた。

添付資料－1：「東海発電所 防災訓練実施報告書」の要旨

添付資料－2：「東海第二発電所 防災訓練実施報告書」の要旨

以上

◆完本はこちら

- ・東海発電所 防災訓練実施結果報告書
- ・東海第二発電所 防災訓練実施結果報告書

このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、トラブルとされていない情報（保全品質情報[※]）等を掲載しています。

※保全品質情報：国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社はもとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。

「東海発電所 防災訓練実施報告書」の要旨

1. 報告内容

東海発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

2026年5月29日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海発電所 原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

(1) 第1部※

防災訓練実施年月日	2026年1月30日（金）
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	東海発電所（廃止措置中）において、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、管理区域内の高汚染エリア（仮設ハウス）内で作業していた作業員が仮設ハウスの倒壊に巻き込まれ転倒し、作業用資材で負傷する事象を想定した。
参加人数	278名（社外関係者38名含む）
防災訓練の内容	<p>上記の想定した原子力災害を受けて、以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施。</p> <p>(1) 本部運営訓練（発電所）</p> <p>(2) 通報連絡訓練（発電所）</p> <p>(3) 緊急時環境モニタリング訓練（発電所）</p> <p>(4) 発電所退避者誘導訓練（発電所）</p> <p>(5) 原子力災害医療訓練（発電所、本店）</p> <p>(6) 原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店）</p> <p>(7) その他必要と認められる訓練</p> <p>①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部）</p> <p>②本部運営訓練（本店）</p> <p>③ERC対応訓練（本店）</p> <p>④広報対応訓練（本店）</p> <p>⑤現地支援本部運営訓練（現地支援本部）</p>

防災訓練の結果の概要	<p>今回想定した原子力災害に対して、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認できたとともに、同一地域複数事業所同時発災を想定した日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所）との連携対応についても、隣接事業所との情報連携による活動が有効に機能することが確認できた。また、2024年度に実施した東海・東海第二発電所及び敦賀発電所防災訓練で抽出した改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価する。</p> <p>なお、今回実施した訓練における気づき・良好事例等より改善に取り組む内容として「4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点」に掲げる事項を抽出した。</p>
------------	--

(2) 第2部※

防災訓練実施年月日	2026年3月18日（水）
想定した原子力災害の概要	<p>東海発電所（廃止措置中）において、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、管理区域外でL1輸送容器運搬車両が横転し、漏えいした車両の走行用燃料に引火したことにより火災が発生。また、L1輸送容器が破損したことにより管理区域外で放射線が検出され、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。</p>
参加人数	67名
防災訓練の内容	<p>上記の想定した原子力災害を受けて、以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施。</p> <p>(1) 本部運営訓練（発電所） (2) 通報連絡訓練（発電所） (3) その他必要と認められる訓練 ①ERC対応訓練（本店）</p>
防災訓練結果の概要	<p>今回想定した原子力災害に対しても、発電所本部、本店本部が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が維持されていると評価した。</p>

※：第1部、第2部訓練とは

東海発電所は廃止措置中、かつ、敷地から燃料を搬出した施設であり、相対的にリスクが小さい原子炉施設であることから、2021年度より2部制訓練を実施することが原子力規制庁より示されており、2025年度は、現実的なシナリオに基づく訓練を第1部、原災法に基づき原子力緊急事態に至るシナリオでの訓練を第2部として実施した。

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 改善に取り組む事項

①緊急作業対象に関する教育の拡充

(課題) 緊急作業対象のEAL及び緊急作業従事意思確認に関する理解をより確実なものとする観点から、教育の充実が必要である。

(改善) 緊急作業従事者の意思確認が必要なEALを明確に確認できるよう、EALに関する備付資料及びマニュアルへ明示して関係者に周知する。また、発電所本部要員の教育に緊急作業従事意思確認の項目を追加し、教育を行い、訓練で習熟を図る。

※EAL：防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。(緊急時活動レベル)

②自治体へ共有すべき情報とその優先度の明確化

(課題)自治体リエゾンとは、住民防護措置の参考となる情報といった自治体のニーズを踏まえた、分かりやすい情報提供の観点から、説明内容の整理が必要である。

(改善)自治体リエゾンが提供すべき情報について、住民防護措置の参考となる情報とその優先度を整理し、自治体のニーズを確認したうえで、マニュアルに反映する。また、マニュアルに基づき、自治体リエゾン要員を対象とした教育・訓練を行い、対応の習熟を図る。

※リエゾン：原子力災害発生時に、国（原子力規制庁等）、都道府県・市町村の災害対策本部等へ原子力事業者から派遣する要員で、事象ごとのプラント状況説明、質問・要望事項への対応等、情報共有と意思疎通を円滑にする役目を持つ。

(2) 更なる改善に取り組む事項

①10条確認会議・15条認定会議への速やかな対応

(良好)本店副本部長は、初発SE※¹・初発GE※¹の判断から3分以内に10条確認会議※²・15条認定会議※³について速やかに開催することができた。

(改善)今後も継続して、速やかな会議開催対応を可能とするため、「SE・GE事象対応整理表」を社内マニュアルに反映し対応の習熟を図る。また、リエゾンやプレス対応者等の必要な要員が必要な時に、状況把握を可能とするための支援ツールとして、備付資料に反映する。

※1 SE、GE：EALにおける原子力発電所事故の各段階を示すもので、AL（警戒事態）、SE（施設敷地内緊急事態）、GE（全面緊急事態）の3段階に分かれる。

SEは原災法第10条に該当する通報事象で「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を実施する必要がある段階」を指し、GEは原災法第15条に該当する事象で「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」を指す。

※2 10条確認会議：原災法第10条に基づく通報対象事象が発生したことを、組織として正式に確認・共有するための会議を指す。

※3 15条認定会議：原災法第15条に基づき、原子力緊急事態に該当するかどうかを国が正式に判断（認定）するための会議を指す。

以上

「東海第二発電所 防災訓練実施報告書」の要旨

1. 報告内容

東海第二発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

2026年5月29日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	2026年1月30日（金）
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	東海第二発電所（新規制基準適合後の定格熱出力一定運転中を想定）において、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、外部電源喪失や設備故障等の発生により、原子炉注水機能が喪失し、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。
参加人数	297名（社外関係者38名含む）
防災訓練の内容	<p>上記の想定した原子力災害を受けて、以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）本部運営訓練（発電所） （2）通報連絡訓練（発電所） （3）緊急時環境モニタリング訓練（発電所） （4）発電所退避者誘導訓練（発電所） （5）原子力災害医療訓練（発電所、本店） （6）全交流電源喪失対応訓練（発電所） （7）シビアアクシデント対策訓練（発電所） （8）原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店） （9）その他必要と認められる訓練 <ul style="list-style-type: none"> ①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部） ②本部運営訓練（本店） ③ERC対応訓練（本店） ④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店） ⑤広報対応訓練（本店） ⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）

<p>防災訓練の結果の概要</p>	<p>今回想定した原子力災害に対して、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認できたとともに、同一地域複数事業所同時発災を想定した日本原子力研究開発機構（核燃料サイクル工学研究所）との連携対応についても、隣接事業所との情報連携による活動が有効に機能することが確認できた。また、2024年度に実施した東海・東海第二発電所及び敦賀発電所防災訓練で抽出した改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価した。</p> <p>なお、今回実施した訓練における気づき・良好事例等より改善に取り組む内容として「4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点」に掲げる事項を抽出した。</p>
-------------------	--

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 改善に取り組む事項

①緊急作業対象に関する教育の拡充

(課題) 緊急作業対象のEAL及び緊急作業従事意思確認に関する理解をより確実なものとする観点から、教育の充実が必要である。

(改善) 緊急作業従事者の意思確認が必要なEALを明確に確認できるよう、EALに関する備付資料及びマニュアルへ明示して関係者に周知する。また、発電所本部要員の教育に緊急作業従事意思確認の項目を追加し、教育を行い、訓練で習熟を図る。

※EAL：防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。(緊急時活動レベル)

②自治体へ共有すべき情報とその優先度の明確化

(課題) 自治体リエゾンは、住民防護措置の参考となる情報といった自治体のニーズを踏まえた、分かりやすい情報提供の観点から、説明内容の整理が必要である。

(改善) 自治体リエゾンが提供すべき情報について、住民防護措置の参考となる情報とその優先度を整理し、自治体のニーズを確認したうえで、マニュアルに反映する。また、マニュアルに基づき、自治体リエゾン要員を対象とした教育・訓練を行い、対応の習熟を図る。

※リエゾン：原子力災害発生時に、国（原子力規制庁等）、都道府県・市町村の災害対策本部等へ原子力事業者から派遣する要員で、事象ごとのプラント状況説明、質問・要望事項への対応等、情報共有と意思疎通を円滑にする役目を持つ。

(2) 更なる改善に取り組む事項

①10条確認会議・15条認定会議への速やかな対応

(良好) 本店副本部長は、初発SE^{※1}・初発GE^{※1}の判断から3分以内に10条確認会議^{※2}・15条認定会議^{※3}について速やかに開催することができた。

(改善) 今後も継続して、速やかな会議開催対応を可能とするため、「SE・GE事象対応整理表」を社内マニュアルに反映し、対応の習熟を図る。また、リエゾンやプレス対応者等の必要な要員が必要な時に、状況把握を可能とするための支援ツールとして、備付資料に反映する。

※1 SE、GE：EALにおける原子力発電所事故の各段階を示すもので、AL（警戒事態）、SE（施設敷地内緊急事態）、GE（全面緊急事態）の3段階に分かれる。

SEは原災法第10条に該当する通報事象で「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を実施する必要がある段階」を指し、GEは原災法第15条に該当する事象で「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防

護措置を実施する必要がある段階」を指す。

- ※2 10条確認会議：原災法第10条に基づく通報対象事象が発生したことを、組織として正式に確認・共有するための会議を指す。
- ※3 15条認定会議：原災法第15条に基づき、原子力緊急事態に該当するかどうかを国が正式に判断（認定）するための会議を指す。

以 上